

新潟市告示第255号

新潟市バイオリサーチセンター使用料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市バイオリサーチセンターの使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和6年4月1日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 NBRP共同企業体 代表団体 新潟バイオリサーチパーク株式会社  
代表取締役社長 後藤 博  
所在地 新潟市秋葉区東島316番地2

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市バイオリサーチセンター使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年4月1日

4 徴収事務を委託した日

令和6年4月1日

5 徴収事務を行わせる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで